

真鶴地域センター仕切り壁新設工事
公募型プロポーザル実施要領

2025年7月

真鶴町

この要領は、真鶴町（以下「本町」という。）が実施する「真鶴地域センター仕切り壁新設工事」のプロポーザル(以下「本件」という。)に係る手続き等について必要な事項を定めるものである。

1 目的

本業務は、本町のこども・子育て支援のために実施する一時預かり事業及び子育てサロンの事業場所を情報センター真鶴2階のフロアに整備することを目的に、仕切り壁を新設工事するものである。

一時預かり事業及び子育てサロンの取り組みを広く周知し、本町のこども・子育て世代が安心・安全に、そして心地よく利用できる環境を整備することを目指し、本業務の整備に対し、広く企画提案を募集し、当該業務の受託事業者を選定する公募型のプロポーザルを実施するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

真鶴地域センター仕切り壁新設工事

(2) 業務内容

「真鶴地域センター仕切り壁新設工事プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

契約の日から2025年9月19日まで

詳細なスケジュールについては、契約締結後、協議のうえ決定するものとする。

(4) 提案上限額

提案上限額は、金781,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の予算規模を示すためのものであることに留意すること。

3 参加資格

本件に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれも満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は真鶴

町の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けてないこと。

- (4) 別紙仕様書で定める業務について、専門的技術者等十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有していること。また、本町の指示に柔軟に対応できること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

4 スケジュール

- (1) 公告・募集開始 2025年7月9日（水）
- (2) 現地確認の開催 2025年7月9日（水）～7月14日（月）※希望者のみ
- (3) 質問の提出期限 2025年7月15日（火）17時
- (4) 質問の回答期限 2025年7月17日（木）
- (5) 参加表明書の提出期限 2025年7月22日（火）17時
- (6) 企画提案書の提出期限 2025年8月5日（火）17時
- (7) プレゼンテーション審査 2025年8月6日（水）～8日（金）の期間に実施
※予定であり、別途、参加表明者に通知する。
- (8) 結果通知 審査後5日以内（土日祝日を除く。）
- (9) 契約交渉・契約 2025年8月上旬～中旬【予定】

※上記スケジュールに変更が生じた場合は、本件参加者にあらためて通知する。

5 実施要領等の配布

- (1) 配布時期 2025年7月9日（水）～8月5日（火） 17時
- (2) 配布方法 真鶴町公式ホームページに掲載

6 質問・回答に関する事項

- (1) 質問
 - ① 提出期限 2025年7月15日（火）17時
 - ② 提出書類 【様式6】質問書
 - ③ 提出方法 電子メール
- (2) 回答
 - ① 回答期限 2025年7月17日（木）
 - ② 回答方法 真鶴町公式ホームページに掲載（個別の回答は行わない。）

7 参加申込書に関する事項

- (1) 提出期限 2025年7月22日（火）17時
- (2) 提出書類 次に掲げる書類を各1部

- ① 【様式1】 プロポーザル参加表明書
- ② 【様式2】 事業者概要調書
- ③ 【様式3】 業務体制表
- ⑤ 【様式4】 誓約書

※真鶴町指名参加登録されていない事業者は、下記の書類も添付提出すること。

- ・ 登記簿謄本
- ・ 直近の財務諸表1年分

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※封筒に「プロポーザル参加表明書在中」と朱書きすること。

8 企画提案書に関する事項

(1) 提出期限 2025年8月5日（火）17時

(2) 提出書類 次に掲げる書類を正本1部、副本各4部

- ① 企画提案書（任意書式）（表紙は【様式6】を使用すること）
- ② 【様式7】 提案価格書
- ③ 提案価格の根拠となる見積書・内訳書（任意書式）

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) 企画提案書の記載内容

提案書等は、仕様書等の内容をふまえ、以下に示す項目の順番に従って記載すること。また、仕様書に示していない内容でも、本町にとって有益になると思われるものについては、積極的に提案すること。

【項目 内容】

- ① 表紙 【様式6】 企画提案書を利用すること。
- ② 企業概要 提案者の企業概要を記載すること。
本支店又は営業所等の所在を記載すること。
同種業務の実績を記載すること。
- ③ 実施体制 本業務の実施に向けた提案者の実施体制を記載すること。
作業スケジュールについて、全体スケジュール及び作業項目別スケジュールについて記載すること。
業務体制等、実施体制について記載すること。
- ④ 提案説明 提案する概要及び特徴を説明すること。
 - ・ 基本要件と特徴
 - ・ イメージ図・施工図
 - ・ その他事業目的に資する取り組み

仕様書に記載のない追加機能等の提案があれば、下記事項を注意の上でその内容を記載すること。ただし、提案価格の範囲内で実現可能なものに限る。

- ・追加提案の概要
- ・追加提案の本業務への有効性

(5) 留意事項

- ① 企画提案は、1 提案者につき 1 提案とする。
- ② 企画提案書のサイズは、日本産業規格 A 4（A 3 の場合は折込）とする。
- ③ 表紙及び裏表紙を除き 20 頁以内とすること。なお、A 3 版も 1 ページ換算とする。
- ④ 企画提案書の内容は、できる限り平易な用語を用いることとし、やむを得ず専門用語等を使用する場合は、説明書きを付すこと。
- ⑤ 提案価格書の見積金額は、消費税及び地方消費税を含めたものとする。
- ⑥ 提出期限以降の企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、本町が認めた場合はこの限りではない。

9 プレゼンテーション審査に関する事項

- (1) 実施日 2025 年 8 月 6 日（水）～8 日（金）の期間に実施（予定）
※別途、参加表明者に本町が指示する日時について通知する。
- (2) 実施場所 真鶴町役場
- (3) 所要時間 1 提案者につき 30 分程度（質疑応答含む。準備時間は除く）
- (4) 参加人数 5 人以内とする。
- (5) 留意事項
 - ① モニター（もしくはスクリーン）及びプロジェクターについては本町で用意するが、その他の機材等については提案者が準備すること。
 - ② プレゼンテーションは対面で行うこととし、WEB参加は認めない。
 - ③ 機材の不具合・故障等によるプレゼンテーション時間の延長及び説明のやり直しは認めない。
 - ④ プレゼンテーションは非公開により行う。

10 選定方法に関する事項

- (1) 選定の方法
「真鶴地域センター仕切り壁新設工事選定委員会」が定めた提案内容評価表（別添）に基づき、当該委員が評価を行い、評価点の合計が最も高い者を優先交渉者として選定する。なお、同点が 2 人以上になった場合は、【様式 7】提案価格書の金額が低い方を優先交渉者として選定する。
- (2) 提案者が 1 者の場合
審査は実施するものとし、評価点の合計が満点の 2 分の 1 以上であれば、優先交渉

者に決定する。

(3) 結果の通知等

優先交渉者の特定及び結果の通知については、参加者全員に速やかに、連絡先Emailに送信して通知するとともに、真鶴町公式ホームページに掲載し、公表する。

1 1 参加資格の喪失に関する事項

次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提案者が審査関係者に接触するなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 提出した書類等に虚偽の記載その他本公告に違反する内容があった場合

1 2 契約交渉・契約に関する事項

(1) 契約交渉

1 1 の選定の結果、優先交渉者となった者と契約締結の交渉を行う。

ただし、当該交渉が不調となった場合は、次点の提案者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約書

町は、契約の準備が整った者と、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。契約書は、別に定める。

1 3 その他留意事項

- (1) 本業務への提案等に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類は真鶴町情報公開条例及び真鶴町個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (4) 提出された書類等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等、本町は、本業務に必要と認める範囲において、当該書類等の全部又は一部を無償で使用するができるものとする。
- (5) 企画提案書などの作成のために本町より受領した資料は、本町の許可なく公表、または使用することはできない。
- (6) 選定経過及び結果に関する質問及び異議申立て等は、一切受付けない。

1 4 担当部署

真鶴町健康こども課 担当：岸本

所在地：〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴433番地1

電話：0465-68-1131 FAX：0465-68-5119

メール：ken_kenkokodomo@town.manazuru.kanagawa.jp

【別紙】

提案内容評価表

業務名：真鶴地域センター仕切り壁新設工事

審査項目	参考とする資料	着眼点	配点
事業者の能力	会社の業務実績	・ 同等業務の導入実績 ・ 適切に遂行する能力の見込み	10
提案内容	事業の実施体制	・ 人員の具体的な配置体制は十分か ・ 管理責任者及び主担当者の実績及び経歴は十分か ・ 本工事の目的に沿う実施体制（住民目線・地元連携等）が組まれているか	10
	提案コンセプト	・ 本工事の目的にそった提案となっているか （安心・安全、心地よい空間、真鶴らしさ、住民の共感・理解の輪を広げる等）	20
	機能性	・ 基本的な考え方が仕様書の機能要件を備えているか	10
	独自性	・ 仕様書に記載された事項に加え、独自性・創意工夫のある提案であるか	15
	安全・安心性	・ 安心・安全の提案がなされているか	15
	意匠性	・ 本工事の目的及び真鶴町のデザインコード「美の基準」に沿ったデザインとなっているか	10
業務の確実性	策定スケジュール	・ 示したスケジュールに沿っているか ・ スケジュール内容に無理が生じていないか	10
配点合計			100

注1 上記は、審査委員 1 人当たりの配点である。